

「福岡県買い物の場としての商店街機能強化事業費補助金」のご案内

1 目的

福岡県では、安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、空き店舗の活用など、商店街の「買い物の場」としての機能を強化するハード・ソフトの取組みを支援しています。

2 事業内容

(1) 補助対象者

商店街、商工会議所、商工会 等

※商店街には、商店街振興組合、事業協同組合等の他、法人格を持たない商店街団体も含まれます。

(2) 補助対象事業

① ハード事業

(これまでの支援事例)

アーケードの改修、街路灯のLED化、防犯カメラの設置 等

② ソフト事業

(これまでの支援事例)

- ・ 空き店舗を利用した健康教室や生涯学習講座の開催
- ・ NPO、大学等と連携したイベントの開催
- ・ 宅配サービス、出張商店街等の買い物支援 ※詳細は、裏面の「買い物支援について」を参照
- ・ 専門家による臨店指導、魅力ある店舗の誘致
- ・ まちゼミの開催 等

(3) 補助率等

- ・ 補助率 1/3以内

※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。

例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

- ・ 補助限度額 5,000千円

※「地域商業機能複合化推進事業（ハード）」と合わせて実施する取組み（ハード・ソフト）については、補助率3/8、補助限度額5,625千円に引き上げ

(4) 補助対象経費

① ハード事業

施設及び設備等の取得、設置及び改修に要する経費。アーケードの撤去（まちづくり計画等の一環として行うものに限る）に要する経費。

※但し、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計監理に要する経費、システム設計に要する経費は対象外

② ソフト事業

会議費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、プロバイダー契約料・使用料、回線使用料、通信運搬費、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、印刷製本費 等 ※但し、光熱水費、振込手数料は対象外

『買い物支援について』

- 地域の小売店舗やスーパーなどの撤退
- 公共交通機関の廃止・減便等 により

日常の買い物に支障を来している高齢者等が増加！

そこで

- ★ 県では、商店街等が取り組む出張商店街、宅配サービス等の買い物支援についても、「買い物の場としての商店街機能強化事業費補助金」で支援しています！！

《以下のような買い物支援の取組みが考えられます》

- 集会所や公民館、老人福祉施設などへ出向く（出張商店街）
- 商品を家までお届けする（宅配サービス）
- トラックで地域を回る（移動商店街）
- 送迎バスの運行等、移動手段を提供する（買い物送迎サービス）

『意見交換会について』

- ★ 県では、商店街の活性化に向けた活動のきっかけ作りを目的として、意見交換会を開催しています！！

《意見交換会は以下の内容で行います》

- 地域活性化の専門家を講師に迎え、店主の方々や、商工会議所・商工会、市町村、県の職員等と一緒に、意見交換を行いながら、商店街の活性化の取組みを企画書にまとめます。

- ★ 県では、企画書を基に商店街の活性化に取り組む商店街を支援します。

《過去の開催実績》

- H26：宮若市・小竹町・鞍手町（合同）
- H27：筑後市
- H28：大川市
- H29：川崎町、豊前市、柳川市
- H30：嘉麻市、久留米市
- R01：直方市
- R02：未実施

- ◎ ご相談等がありましたら下記までご連絡ください
福岡県商工部中小企業振興課地域経済係 TEL：092-643-3420